

平成28年度 第2回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成28年4月26日(火) 10時00分～12時15分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員(会長)、奥委員(副会長)、五嶋委員、田中(伸)委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、岡部委員、小熊委員、菊本委員、木下委員、田中(稲)委員
開催形態	公開(傍聴者10人)
議 題	1 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について 2 JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書について 3 (仮称)横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について
決定事項	平成28年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成28年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1) 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧、参考資料について事務局が説明した。

【水野委員】

船の件で調べていただいてありがとうございました。事業者として、燃料がどうやって自分のところに供給されるのか、きちんと掴んでおくべきだと思いましたので、質問させていただきました。前回は、他の事業者がやっているのでも知りませんという話だったのですが、それは無責任ではないかなと感じます。100万キロワットの発電所で必要な燃料は、1日に天然ガスでいうと5,000トン程度となります。1日に5,000トンの燃料を使うというのは大変多くて、ここでは1年間で約150万トンのものを使うということです。東京湾の周りには100万キロワットの発電所は、10、あるいはそれ以上あると思うのですが、そういった大きな発電所で必要な燃料はかなり多くなっているわけです。ですから、先ほどの入港の船舶の数だけ見ても、外航船、内航船合わせても6万隻ですか、1日にすると150から200隻の船が入ってくるわけです。これは、港湾に入れば、おそらくタグボートなどに引かれるのでしょけれども、東京湾の中に入ってくる時には、ほとんどA重油などを使っているし、どれだけ排ガス規制しているのか分からないということで、かなりの量の汚染物質が出ているということになります。このような大きな発電所ができるときには、全体でどのような影響があるのか、ある程度掴んでおく必要があるかと思い、前回は質問させていただきました。これは個々の事業者にどのように責任を取ってもらうかというのは、また別の問題としてあるものです。そういったことを認識していただいた方がよろしいかと思えます。

【事務局】

事業者からもLNGの使用量に関する説明をさせていただきます。

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【五嶋委員】

この3,900万トンのLNGが年間で運び込まれているとのことですが、このようなタンカーでエネルギーの元になるLNGを運搬する、石油も

そうですし、色々な船舶のリスクというものをどのように評価するのかということは、この場で議論になることなのでしょう。つまり、今までのご説明ですと、それぞれは評価上の問題はないような説明だったかと思いますが、リスクですね、例えば、タンカーが座礁あるいは洋上でガスが流出するといった可能性、リスクが全くないわけではなく、実際に石油タンカーからオイルが漏れるといったこともあるので、そのようなリスクをどう評価するのか検討されたのか教えてください。

【事務局】 タンカー事故に対するリスクについて、まさに事故が起こった場合は、確かに被害としては大きいものだと思いますが、事務局としては、環境影響評価という点では、その視点については入っていないという認識で、おそらく事業者もそのように考えていると思います。問題がないと言うわけではないのですが、環境影響評価の手続きの中で、そういった非常時のリスクを含めることは想定されていません。

【五嶋委員】 先ほどの水野委員のご指摘に関係しているのですが、要は、20隻ぐらい船舶が増えるわけで、全体の船舶の領域の水路の状況で、特に大きな問題とはならないという評価があるのでしょうか。

【事務局】 大きい影響があるかどうか、事務局もそれぞれのLNG船が出す排出ガスの細かいデータを持ちあわせていませんので、大きい、小さいということを回答することはできないのが現状です。LNGタンカーにつきましては、積んでいるLNGで運行する船が多いと聞いています。東京湾と言うくくりで見れば、他の船の往来の多い中では、LNGを使って輸送しているという部分では比較的環境負荷は少ないのかなと個人的意見になるかもしれませんが、そのような知見があるということをご報告させていただきます。

【佐土原会長】 今のご指摘は、環境影響評価の視点からよりも、広い視点かと思いません。

【五嶋委員】 一般の市民感覚から質問しました。

【佐土原会長】 たしかに、ある密度のものが、更に密度が高くなるということのリスクというのは高いものがあるかもしれません。

【五嶋委員】 トータルとしては安全かもしれませんが、色々な観点からこれは大きな問題ではないと考えるという根拠がやはり必要ではないでしょうか。

【佐土原会長】 大きな問題ではないと考えられる根拠は、なかなかないですね。難しいことですが、そのあたりの表現は考えていただいて、公に出たときに誤解を招くことがないように、その点は配慮してください。

【奥副会長】 温室効果ガスについて、方法書319ページで、調査、予測及び評価の手法について記載していただいております、その中の評価の手法のところを拝見しますと、3つポツがあります。2つ目のポツなのですが、『「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合が図られているかを検討する』とのことですが、この取りまとめの中身についての記載は、どこかに参考資料としてでもありますか。取りまとめの内容を知りたいというのが1点目です。

さらに、方法書258、259ページのところには、経済産業大臣の意見に対する事業者の見解があり、その前に経済産業大臣の意見が方法書254、255ページのところに出ていますが、これは計画段階環境配慮書に対しての経済産業大臣の意見で、計画段階での意見ということになるかと思

ますが、その中で、例えば「B A Tの採用を検討すること」や「C C S等の二酸化炭素分離回収設備の実用化等の状況等を踏まえて対策を検討すること」といったことが書いてあり、さらに長期的な視点での二酸化炭素削減対策を検討するようにとあります。それに対して、「検討しません」という回答を計画段階でしていたわけですが、こういったB A Tの採用やC C Sの検討というのは、いくら高効率の設備を導入するとは言っても、全体の量としては、二酸化炭素排出量が増えるわけですから、日本全体として二酸化炭素を削減していかなければならない中で、長期的な視点に立った最新の技術を用いた削減策の採用というのは非常に重要になってきます。こういった経済産業大臣の意見を踏まえて、評価の手法のところでは、それが可能なものかどうかということが評価されるということが、この方法書319ページの表現では、この文面だけを見ると、そこまで言っているとは見えません。そもそも取りまとめの中身が何で、それとの整合が図られているとはどのレベルのことを言っているのか。そこで例えば、B A Tの採用やC C Sの検討をしているとしたら、この評価のところでも盛り込まれ、検討されると理解しているのか、その2点をお伺いします。

**【事業者】** まず一点目のご質問で、方法書319ページの「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」の中身がどこかに書いてあるかということですが、これは方法書には書いてありません。この中身は実際に何が書いてあるかと申しますと、まさに今お話しがありましたB A Tの表のことが書いてありまして、B A Tの表の中でAとBという技術レベルの違う発電方式が書いてあり、そのA以上を採用しなさいということが局長級取りまとめの中で書いてあります。それを踏まえて、方法書258ページの経済産業大臣意見の中では、B A Tの参考表に示されておりますB又はAのプラントを採用するという事業者見解にさせていただいております。

C C Sのお話がありましたが、これはまだ実証段階というところもあり、一事業者がC C Sを一つのオプションとして盛り込むことは、現段階の技術レベルではなかなか難しいと考えております。なお、事業者の見解といたしましては、2050年という長期的な目標に向けて、C C Sに関する情報に関しては収集しながら、開発の状況も踏まえて、二酸化炭素排出抑制対策に貢献していきたいという事業者見解にしています。

**【奥副会長】** 分かりました。C C Sを独自に単独でというのが難しいのは理解できますので、C C Sでなくても、長期的な視点に立った二酸化炭素排出削減策をしっかりと講じていくことが非常に重要だと思います。そういったこともきちんと検討していくということが、この評価の手法の記載でいうと、どこで読み込めばいいのかということになりますが、最初のポツの中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

**【事業者】** こちらに書いている中身としては、B A Tの設備を使うかどうかということだけを評価の項目にしております。

**【奥副会長】** それは二つ目ですね。

**【事業者】** 二つ目です。ここはAかBかということだけを評価の項目としています。CO<sub>2</sub>全体の話になってきますと、一事業者の話ではなく、電気事業連合会、電気事業をやっている方たち全体の話になってくると思います。

そこは電気事業連合会の方で、燃料別の電気の割合、原子力であったり、水力であったりという割合を出していきまして、火力でありますと0.37kg/kWhで、1kWhあたり0.37kg以下のCO<sub>2</sub>の原単位で抑えていきましようというのが一つの事業者側の基準になっていますので、我々の計画としても、そこを目指して、そのやり方の原単位となるよう計画しているというのが方針であります。

【奥副会長】

もちろん業界団体全体として検討されて、それに基づいてというのも分かりますが、今回は増設分が増えるわけですから、いずれにしても、全体の量は増えるということです。ですから、計画段階でも経済産業大臣は、この事業に対して長期的な視点で検討するように言っているわけです。この事業での一事業者としての検討というのは、当然求められているところですから、業界団体全体で取り組むことだから一事業者では何とも言えませんというお答えでは、そういうものではないということをしつかり申し上げておきたいと思えます。そもそも、この事業での検討を求められているということだと思えます。

【事業者】

発電所の全てを含めますので、CO<sub>2</sub>の総量としては、発電所単体で見たら増えてしまうというところがありますので、そこは少しでも抑えられるように設備の検討をしていくというのが、こちらの評価の中で書かれています。

【横田委員】

動植物、生態系について、ご検討いただきましてありがとうございます。一点目は、海域の生物の非選定理由なのですが、温排水の影響としては微小であるという根拠は示しているかと思うのですが、例えば、濁度ですとか、全燐、全窒素の局所的な影響が富栄養化等による生態系への影響をもたらさないのか、検討はされているのかどうか教えてください。10m離れたところで濁りは少なくなり、公共用水質測定点では影響が見られないとありましたが、局所的な水質の影響というものをどのように検討されていますか。

コチドリの件ですが、既存の保全措置の効果としての営巣確認はされていないということですが、使いやすさとしてどうなのかということが気になっています。周りの緩衝樹林の管理をこれからどうするのかということを含めて、止まり行動は見られているとのことですので、周辺の変更と保全措置としての砂礫地の周りの樹林管理というものをどのように検討していくのか、植栽の計画との関連も出てくると思いますが、そのあたりの検討について、現状で分かりましたら教えてください。

【事業者】

一点目につきまして、全窒素、全燐が海域の動植物に影響があるかということですが、今回の補足説明資料に書かせていただいております。5ポツ目のところです。1・2号機のとくに予測を行いまして、全窒素、全燐に関して、1・2号機のとくに排水量に対する値と、近くの公共用水域地点の全窒素、全燐の値に対しては、増加は見られないというところがあります。局所的には分かりませんが、排水口から出した排水が、岩井・井上の式という解析解を使って、それが公共用水域へのどれぐらいの増加かということを予測しています。海域の方は、動植物の場合、これぐらいの基準じゃないとダメだという明確な数値がありませんので、いわゆる排水基準や環境基準を一つの目安にして、海域の動植物への影響のあるなしを判断させていただいております。

【横田委員】

水質のモニタリングのポイントは、公共の水質の測定地点ということ

でよろしいのですか。

【事業者】 今回の海域の方は、文献の調査でやらせていただいています。ご指摘のとおり、公共用水域地点の値を用いて、それをお示ししていくこととなります。

【事業者】 コチドリの件ですが、ご指摘のとおり、1・2号機のとときに作った砂礫地をどうしていくかというのは、今回改めて動植物調査をしますけれども、その結果を踏まえて、それと現在コチドリの営巣が確認されていないということを踏まえて、このアセスの中で検討させていただければと考えています。先ほど、配慮書のときに止まりが確認されたと申しましたが、それは砂礫地の中ではなくて、周りの駐車場等で見られていますので、そういう結果を踏まえて、今後砂礫地をどうしていくのかということを含めて、検討していきたいと考えています。

【横田委員】 どちらも、これまでの保全措置の拡充も含めて、ご検討をお願いします。

【五嶋委員】 補足資料2番目の「海域に生息する動物の非選定理由について」の、5ポツ目で「10m離れた地点で1mg/lを下回っている」とありますが、この濁りの成分は、工事に伴う土壌か何かですか。砂によるものなのですか。

二点目ですが、補足資料4番目の「冷却塔からの白煙の予測について」ですが、回答のところで「これまでに白煙の発生に伴う苦情や行政等からの指導は受けておりません」とあります。この冷却塔の白煙というのは、主に水蒸気を主成分とするもので、他の特定の化学物質を含まないという記述がほしいと思います。科学の立場からすると、成分と言われると、主にどういうものが含まれているのか記載されていないと、アセスしようがないというところがあります。

【事業者】 一点目についてですが、補足説明資料のところの「工事による」というのは、浮遊物質、濁水のことを考えております。

【五嶋委員】 濁水というのは、泥水ですか。

【事業者】 そうです。陸上から出る泥水を一旦沈殿槽に滞留させて、そこから外に排出する際に、しっかりとした監視を行ってから、一定基準を下回るような値で外に出します。

【五嶋委員】 このように記載すれば「濁水」と理解されるということであれば構わないのですが、濁水の「濁り」というものがどういうものによるのか、明記した方がいいかと思います。2点目はいかがですか。

【事業者】 二点目の冷却塔の白煙ですが、これは冷却水が蒸発して白煙になりますので、基本的に水です。

【五嶋委員】 そうすると白煙というのは、水蒸気と同義と考えてよいのですか。

【事業者】 はい。水蒸気です。

【佐土原会長】 補足資料5で、冷却塔からの排熱の影響の文献の説明ですが、定量的なところが曖昧だと思うのが、2つ目のポチのところで「最も影響があった観測点においても、温度上昇は0.4℃程度」とある部分で、この「最も影響があった観測点」というのがどういう位置なのかということも、ここに明記しておいていただかないと、文献をたどらないといけなくなりますので、この点の明記をお願いします。

【事業者】 文献を確認しまして、次回にご提出します。

【中村委員】 先ほどの濁水のことですが、工事中に出た水に対して、まだ3・4号

機の排水処理施設はないわけですね。沈殿池というのは、1・2号機の排水処理の沈殿池をうまく利用するのか、排水処理が供用時のところで書いてあるので、工事中の沈殿池とはどういうものなのですか。

【事業者】 工事中の濁水処理については、仮設の沈殿槽を設けます。方法書20ページの(3)に記載してあります。

(2) J F E扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料等、準備書意見見解書について事業者が説明した。

ウ 質疑

【葉山委員】 いくつかあります。一つ目は、失われる樹林地に対する代替措置についてです。新たな樹林地の造成に関して、補足資料6ページの図面で場所は分かります。なぜこの場所に造成するか、理由を述べていただく必要があると思います。例えば、一番規模が大きい「新設緑地①」ですが、補足資料7ページの現存植生図では、20番の人工裸地となっています。この裸地の北側によったかたちの計画ですが、南側にしなかった理由はどうしてなのか、既存の樹林地とのつながりが検討されているのかをお聴きします。

もう一つは、補足資料9ページのハヤブサの餌場の解析に関してです。生息調査で観測された鳥について、体重をかけて算出する一般的に行う方法ですが、生息調査であがってきた鳥の種類のどれを採用しているのか、これがハヤブサの食べ物の関係で適切かどうか。種まで記載されていないと、解析が適切かどうか検討できません。

最後に、補足資料12ページの希少猛禽類調査の種の説明についてです。準備書782ページの一覧表を見た時に、「秋季」「冬季」「春季」「夏季」で黒丸が書かれていて、希少猛禽類という列が別にあって、黒丸が書かれています。希少猛禽類調査を行われたのは分かるのですが、いつ頃の季節に記録されたか知りたい場合に、どこを見ればいいのか記述がないのでわからないので、この表の注釈のところに、希少猛禽類については、このページを参照して下さいと書く必要があると思い、前々回に伺いました。今日、細かくまとめて頂いて大変ありがたいですが、参照場所の記載をついてもご配慮ください。

【事業者】 失われる樹林地の代替緑地の場所の考え方ですが、補足資料6ページの新設緑地①ですが、補足資料7ページの現存植生図では20番で、周囲を緑地で囲まれている形になっていますので、こちらに発電所計画地が出てきました土壌を盛土して緑地を造る計画です。このなかで北側の方に緑地を設けて北側、東側及び西側の緑地と連動するような形で計画しています。南側につきましては、こちらに出入する場所が南西のところにありますので、こちらから人が入ってきて、手前のところはグラウンドで使えるように計画しています。そういう意味で、人が入ってこない奥側の所を緑地と計画しています。

ハヤブサの餌種の具体的な種ですが、準備書923ページに繁殖期に該当する時期に行った調査結果の一覧表を示し、確認種を表に示しています。この中から注釈の5で記載してありますが、確認種の中で、カワウ及びトビは、ハヤブサの主要な餌資源とならないと考えられるため、総量から除いています。準備書924ページのほうには非繁殖期の調査結果を

示しています。こちらも注釈5にありますように、確認種の中でカワウ、トビ及びノスリは、ハヤブサの主要な餌資源とされないと考えられるため、総量から除いています。

希少猛禽類のところですが、今、指摘していただいたとおり、今回の回答を注釈として示したいと考えております。

【葉山委員】 新設緑地①についての理由に関しては、分かりました。そういった記述を説明の中に入れていただきたいと思います。

ハヤブサについてですが、大型種のトビやオオセグロカモメとかは、食べることができるのでしょうか。

【事業者】 トビについては、餌資源から除外しています。カモメ類については、事例もありますので、解析の中に含めています。

【葉山委員】 文献でそういう記載があるということですか。ハシブトガラスについてもあるのですか。

【事業者】 ハシブトガラスについては、確認させてください。

【葉山委員】 お願いします。

【津谷委員】 補足資料1「発電所計画地の動植物生態系について」ですが、駐車場南側の緑地が失われることになるので、この場所の動植物生態系はどうか、質問しました。今日の回答は、計画地全体の動植物生態系について説明していただいたことになるのですが、要するに、消失する駐車場南側の緑地には、計画地全体からみて特別のものがあるわけではなく、計画地全体の動植物生態系と変わらないので、計画地全体の動植物生態系を説明すれば、失われる駐車場の緑地の説明になるという理解でいいのですか。

【事業者】 ご発言のとおりです。駐車場の南側にある緑地の植生は、タブノキ群落に相当して、タブノキ群落は計画地以外の周囲にも沢山ありますので、そういったところに生息している植物は、周囲にも生息している状況です。ただ1点だけ、クゲヌマランについては、ここにしか生育していませんでしたので、これについては移植で代替処置とします。

【水野委員】 意見書は、2名2通で14件、それほど沢山の方から意見書が出てきているわけではないですね。14件について、まとめたのがこれというわけですね。

その中で、PM2.5をどうするのかという意見が結構ありました。準備書では、PM2.5について、扱われていなかったと思うのですが、浮遊粉じんとして触れていますね。現在、環境基準にPM2.5がでてきているので、なぜPM2.5をやらないか、PM2.5に対する扱いをどうするか、説明された方がいいと思います。それについて準備書のどこかに書かれていますか。

【事業者】 準備書362ページに、項目選定の星取表があります。PM2.5については、この項目に入っていません。準備書364ページの注2のところに、浮遊粒子状物質の「施設の稼働」の注意書きとして、「微小粒子状物質（PM2.5）については、一次粒子であるばいじんの排出を低減すること、二次生成粒子のもととなる窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制すること、その他の前駆物質である非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）は、排出量の割合がVOC排出施設として排出規制が行われている塗装、乾燥施設等と比較すると相対的に小さいことから、評価項目として選定しない。」と説明しています。

【水野委員】	火力発電所から出てくるPM2.5の影響は、小さいと判断しているということですか。
【事業者】	そうです。
【水野委員】	意見書に対する事業者の見解では、方法論もしっかりしていないという見解があります。そういうものと、注で書かれているのが、内容的にずれているような気がするのですが。
【事業者】	事業者見解ですが、15ページの①にいろいろ書いていますが、低減するので選定しませんと書いています。ここの内容は先ほど説明した準備書364ページの注意書きと同じものです。なお書きの所は、あくまでそういう状況であって、それだから選定しないとの言い方ではなくて、あくまで量が減っている、少ないので影響が少ないので選定しないということで、そこにつきましては事業者としては一貫した内容です。
【水野委員】	PM2.5のなかで、一次粒子としては、粉じんとして入っているわけですよ。火力の燃焼から出てくる粉じんは、ほとんどPM2.5に属するものですよ。
【事業者】	PM2.5を含む、大きいものを含めてばいじんとして、SPMとして評価しています。
【水野委員】	燃焼で出てくるものでいえば、大部分が微小粒子ですよ。それは一次粒子じゃないですか。
【事業者】	一次粒子です。
【水野委員】	PM2.5の一次粒子の分は出ているわけですよ。
【事業者】	出ているというのは。
【水野委員】	PM2.5は一次粒子と二次粒子が両方入ったものを意味するわけです。ここでは、一次粒子の分は粉じんとして評価していると。
【事業者】	ばいじんとして評価している部分もあります。
【水野委員】	ばいじんという評価の中のほとんどは、PM2.5に属する微小粒子ですよ。
【事業者】	準備書では、SPMとして評価しています。ただそれが、どのくらいの割合でPM2.5かははっきりしていません。煙突を出た直後に、またいろいろ生成反応もありますので、今回の粒子状物質につきましては、ある程度分かっているPM2.5でないSPMで予測評価しています。
【水野委員】	それは分かりますが、PM2.5を評価していないというのはそうですが、PM2.5をなぜ評価しないかという理由は、準備書364ページの注で書いていることで選定しないのか、こちらのなお書きに書かれていることで、できないからしないのか、それはどういうことですか。
【事業者】	準備書と事業者見解の前半は一致してまして、これが選定しない理由です。
【水野委員】	方法論がきちんとしていなければ、その影響が小さいかどうか評価できないのではないですか。注だけでは、正しくないということですか。評価がきちんとできていれば、たぶん小さいのだろうと分かるけれど、評価の方法がしっかりしていないのに、これは非常に小さいとどうして評価できるのかと言うことです。
【事業者】	選定しない理由で、PM2.5の影響が小さいから選定しないとは書いてなくて、NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 、ばいじんのPM2.5の部分の排出量が低減するので、選定しないとしています。
【水野委員】	分かるように説明していただきたいです。



【佐土原会長】 次回、整理した形で説明していただくということによろしいでしょうか。  
この案件はまた次回審議します。

(3) (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について

- ア 指摘事項等一覧及び前回審査会での田中稲子委員の質問の回答について事務局が説明した。
- イ 指摘事項について事業者が説明した。
- ウ 質疑

【佐土原会長】 私から質問させていただいたことについては、量的なものを確認できるはずですが、今の説明ですと余らない想定としてやりましたということしか説明がなかったと思います。

年間の変動は、一般に出ているいろいろな資料に設計の条件としてありますので、それで確認していただいて、排熱量が熱の需要量を超えないということを確認していただきたいというお願いをした訳ですが、今の回答は、そうならないものとして想定していますということであり、前回の趣旨を踏まえて対応いただいていないと思いますが、いかがでしょうか。

【事業者】 色々考え方はありますが、年間の変動の話でいいますと、横浜市内のホテルの稼働率は年間を通じてほぼ一定で変わらないということ、特に駅前のホテルでいいますと稼働率はほとんど変わっていません。そうすると今回お湯に変えたものは、そのまま使い切れると考えています。

【佐土原会長】 稼働上の変動ではなく、給水温度がそもそも夏と冬とで大きく違うわけですから、その分で負荷が大きく変動するはずですが、冬場ですと5～7℃ぐらいの給水温度になるわけで、それを42～43℃で使う場合と、夏場の25℃の給水温で40℃のお湯を使う場合とで、同じ稼働率で動いていたとしても、負荷の量としては半減する訳です。

そのあたりの基本的なところをしっかりと踏まえたうえで、排熱量が需要を超えていないことの確認をしていただければ、ということをお願いしたのです。それほど難しいことではないと思いますが、設備設計を行う立場から見れば、非常に基本的な事なので対応をお願いした訳です。

【事業者】 趣旨について捉え間違えていたので、再度確認して次回提示します。

【佐土原会長】 この案件について次回説明していただくということをお願いしたいと思います。

エ 審議

【事務局】 次回の審査会では、審査会の答申にまとめる事項に漏れがないかを確認するため「検討事項一覧」を整理して、お示しさせていただきます。

オ 意見陳述の申出の結果について事務局が説明した。

- 資料
- ・平成28年度第1回(平成28年4月8日)審査会の会議録【案】
  - ・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
  - ・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書に関する参考資料 事務局資料

- ・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料
- ・JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
- ・(仮称)横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料